

【表紙】

| | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2026年2月19日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | R1株式会社 |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー |
| 【電話番号】 | (03) 4587 - 9010 |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役 糸木 悠 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません |
| 【縦覧に供する場所】 | R1株式会社 (東京都港区虎ノ門二丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、R1株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、ラクスル株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注8) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買

付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

- (注11) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e - 5 (b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出の提出理由】

2025年12月12日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年2月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、（ ）公開買付者が2026年2月19日付で、本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を1,710円から1,900円に変更し、当該変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことを決定したこと、（ ）公開買付者が、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で、その所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約を締結したこと、及び（ ）GS SPCによる公開買付者祖父母会社の持分割合に変更があったことに伴い、記載事項及び公開買付届出書の添付書類である2025年12月12日付公開買付開始公告（2026年2月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び2026年2月4日付公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事由（公開買付期間を2026年2月19日から、本書提出日である同日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年3月9日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、本公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加し、また、公開買付届出書の添付書類である融資証明書及び出資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である融資証明書及び出資証明書を差し替えるものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

本公開買付け後の経営方針

(ウ) 対象者株式の非公開化に伴う意思決定の迅速化

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

株式併合

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

本公開買付契約

本応募契約（Aspex）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 本公開買付けへの賛同

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

<前略>

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス（以下「乃木坂ホールディングス」といいます。）、Rパートナーズ合同会社（以下「Rパートナーズ」といいます。）及びWest Street Asia Equity Partners I EE Holdco III LLC（以下「West Street Asia Equity Partners」といい、乃木坂ホールディングス及びRパートナーズと総称して「GS SPC」といいます。）がそれぞれその持分の11.22%、63.68%、25.10%（小数点以下第三位を四捨五入。）を直接保有するR3株式会社の完全子会社であるR2株式会社（以下R3株式会社を「公開買付者祖父母会社」といい、R2株式会社を「公開買付者親会社」といいます。）の完全子会社であり、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（以下「対象者株式」及び「本新株予約権」を総称して「対象者株券等」といいます。）を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025年10月24日に設立された株式会社です。なお、本書提出日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersは、いずれも対象者株券等を所有しておりません。

<中略>

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、対象者の代表取締役社長グループCEOであり、対象者の株主である永見世央氏（以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100株（所有割合（注2）：1.70%）、所有新株予約権数：9,670個（目的となる株式数：1,057,000株、所有割合：1.77%））（注3）及び対象者の取締役会長であり、対象者の第2位株主（2025年7月31日時点）である松本恭攝氏（以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550株（ただし、本譲渡制限付株式18,250株を含みます。）（所有割合：12.28%）、所有新株予約権数：4,700個（目的となる株式数：940,000株、所有割合：1.58%））（注4）（以下、公開買付者、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスを総称して「公開買付者ら」といいます。）との間で公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結し、永見氏が所有する対象者株式1,011,100株（所有割合：1.70%）、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（900個）を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株（所有割合：0.30%）の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株（所有割合：12.25%）の全て及び同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権（4,700個）を本公開買付けへの応募までに行使すること（注5）により同氏が取得する対象者株式940,000株（所有割合：1.58%）の全てについて本公開買付けに応募すること、永見氏が所有する第18回新株予約権（8,770個）（目的となる株式数：877,000株）を本書提出日以降速やかに放棄すること、本公開買付けの決済後に本スクイーズアウト手続（以下において定義します。以下同じです。）の完了のために必要な手続を実施すること、及び本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に本再出資（以下において定義します。以下同じです。）をすること等を合意しております。本公開買付契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、()公開買付者祖父母会社が、遅くとも本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに、乃木坂ホールディングスから4,354,844,000円、Rパートナーズから24,707,824,000円、West Street Asia Equity Partnersから間接的に9,737,332,000円を限度とする出資(以下「本GS SPC出資」といいます。)を受け、また株式会社みずほ銀行から本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、20,000,000,000円を上限として借入れ(以下「本メザニンローン」といいます。)を行った上で、公開買付者親会社において、公開買付者祖父母会社から本GS SPC出資及び本メザニンローンにより賄う資金の出資を受けた上、公開買付者において、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、公開買付者親会社から出資を受けるとともに、()公開買付者において、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行から、本公開買付けの決済の開始日の前営業日前までに、それぞれ38,850,000,000円及び16,650,000,000円(合計55,500,000,000円)を上限として借入れ(以下「本買収ローン」といいます。)を受けることにより賄うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

また、本書提出日現在において、GS SPCは、永見氏及び松本氏との間で、本公開買付契約において、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者祖父母会社に対し、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社(以下「永見氏資産管理会社」といいます。)が公開買付者祖父母会社のA種種類株式(注8)を、松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社(以下「松本氏資産管理会社」といいます。)が公開買付者祖父母会社のB種種類株式(注9)を取得すべく、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社の合計で議決権比率50.0%となる株式出資(以下「本再出資」といいます(注10)。)を行うことを合意しております。

< 中略 >

(注10) 本再出資における公開買付者祖父母会社のA種種類株式及びB種種類株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格である1,710円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)とする予定です。本再出資は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、永見氏及び松本氏が、引き続き対象者の経営に関与することを前提としながらも、対象者株式を非公開化した上で、株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制の構築により機動的かつ柔軟な意思決定を可能とし、対象者の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組むため、永見氏及び松本氏並びにGS SPCとの間で合意されるものであり、永見氏及び松本氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、本公開買付けへの応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

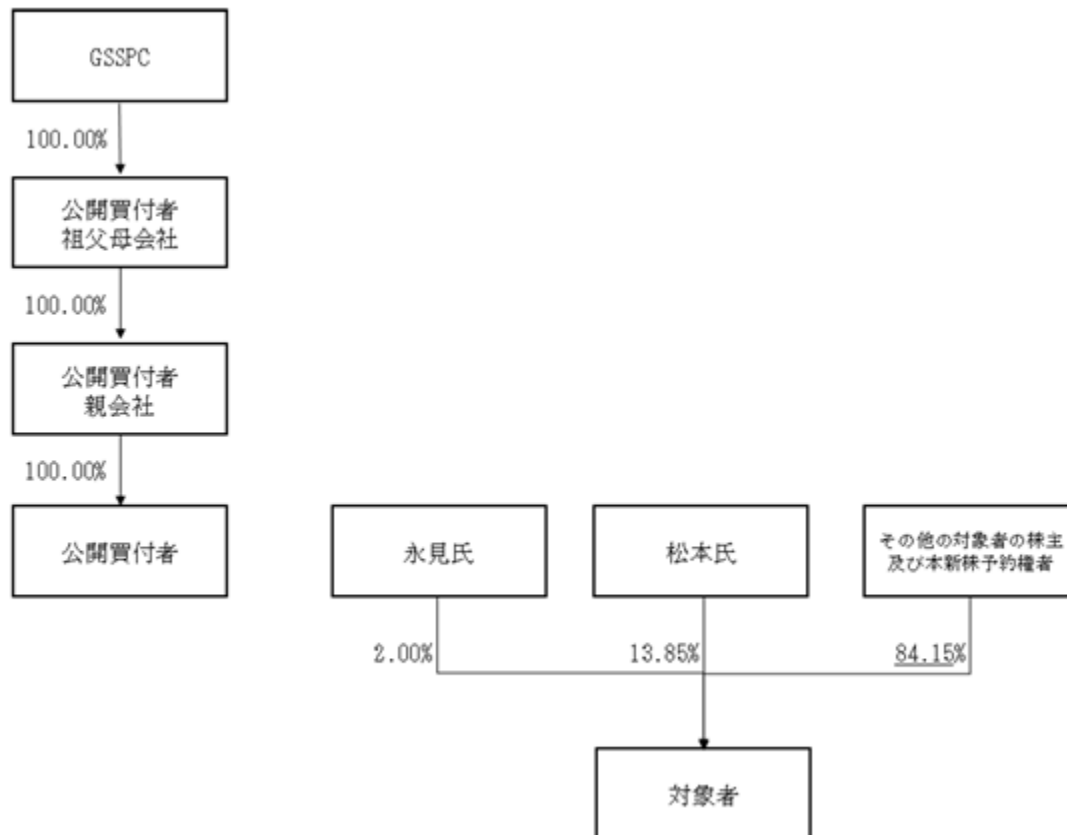
なお、対象者が2025年12月11日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年12月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権の買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)は1個当たり1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース並びに下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2025年12月12日から本公開買付けを開始いたしました。本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年2月4日、公開買付期間を2026年2月19日まで延長し、合計43営業日とすること(以下「本期間延長」といいます。)を決定いたしました。なお、公開買付者としては、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、本公開買付価格(1,710円)は、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の

皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、本書提出日現在、本期間延長後も本公開買付価格を変更する予定はございません。

現在想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

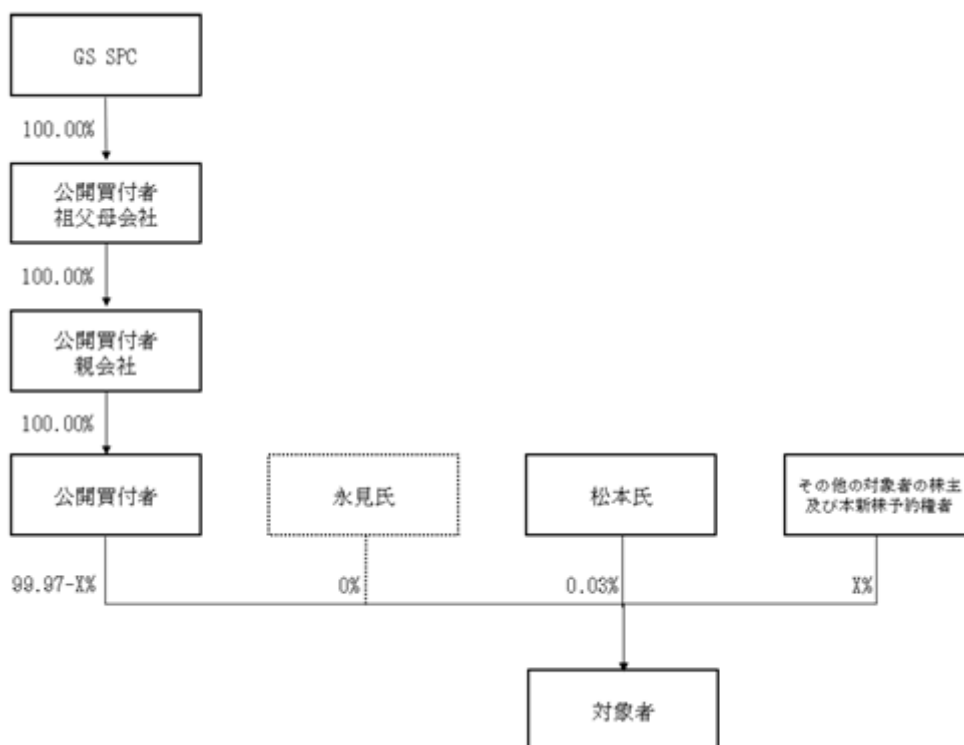
. 本公開買付けの実施前（現状）



(注11) ストラクチャー図内の数値は直接的又は間接的な所有割合を記載しています。なお、「永見氏」及び「松本氏」並びに「その他の対象者の株主及び本新株予約権者」の所有割合については、本新株予約権のうち、本書提出日現在残存し、行使可能な本新株予約権の目的となる対象者株式数を加算して算出しております。以下のストラクチャー図においても同様です。

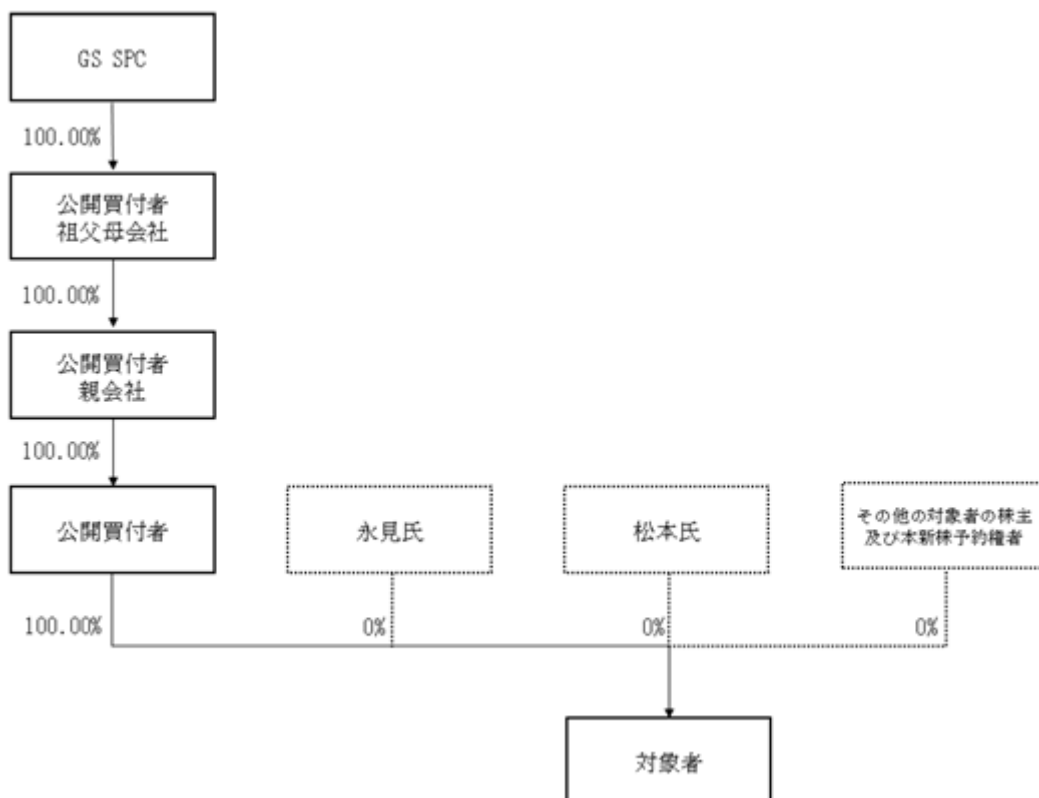
・本公開買付け成立後

公開買付者は、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施します。なお、公開買付け期間の末日後、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始までの間に公開買付者祖父会社に対して本GS SPC出資を実施する想定です。



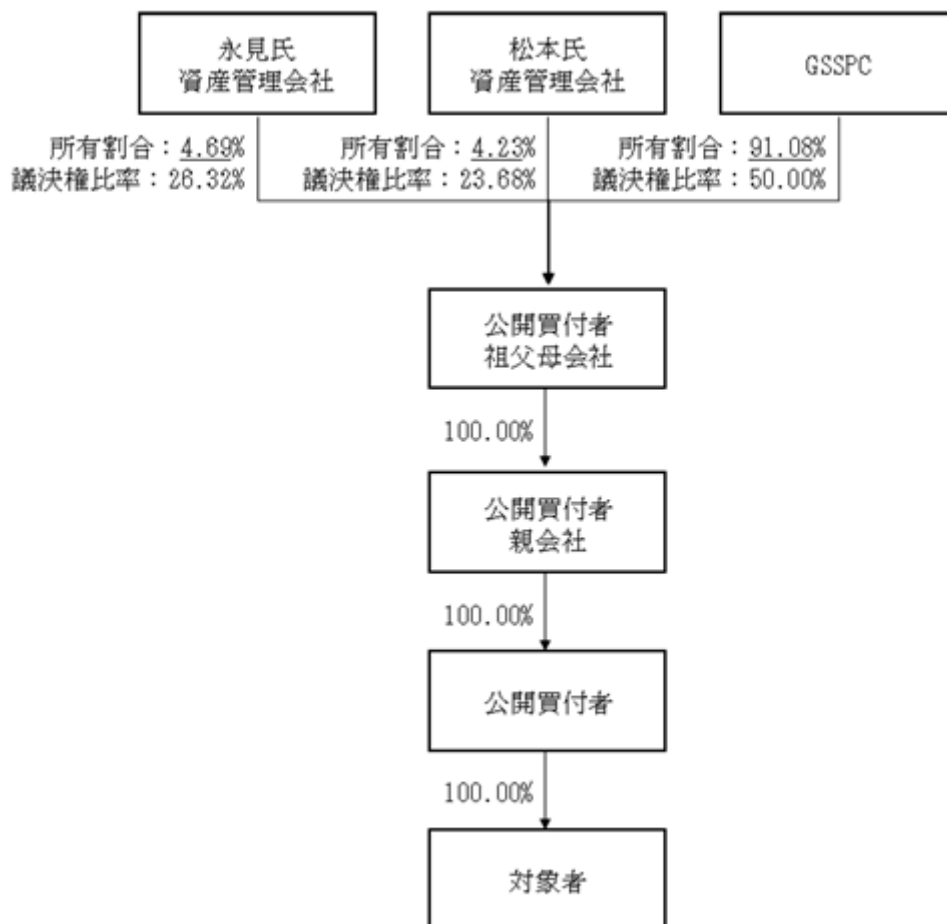
・本スクイズアウト手続後

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするため、本スクイズアウト手続を実施する予定です。



・本再出資後

有価証券報告書の提出義務免除申請の承認が得られた後、永見氏及び松本氏はそれぞれの資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資を行う予定です。その結果、公開買付者祖父母会社に対する議決権比率は永見氏資産管理会社が26.32%、松本氏資産管理会社が23.68%、GS SPCが計50.00%となる予定です。



(訂正後)

<前略>

公開買付者は、合同会社乃木坂ホールディングス(以下「乃木坂ホールディングス」といいます。)、Rパートナーズ合同会社(以下「Rパートナーズ」といいます。)及びWest Street Asia Equity Partners I EE Holdco III LLC(以下「West Street Asia Equity Partners」といい、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersを総称して「GS SPC」といいます。)がそれぞれその持分の5.09%、83.21%、11.70%(小数点以下第三位を四捨五入。)を直接保有するR3株式会社の完全子会社であるR2株式会社(以下R3株式会社を「公開買付者祖父母会社」といい、R2株式会社を「公開買付者親会社」といいます。)の完全子会社であり、本公開買付けを通じて株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び本新株予約権(以下「対象者株式」及び「本新株予約権」を総称して「対象者株券等」といいます。)を取得及び所有すること等を主たる目的として、2025年10月24日に設立された株式会社です。なお、本書提出日現在、公開買付者、公開買付者親会社、公開買付者祖父母会社、乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersは、いずれも対象者株券等を所有しておりません。

<中略>

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、対象者の代表取締役社長グループCEOであり、対象者の株主である永見世央氏(以下「永見氏」といいます。所有株式数：1,011,100株(所有割合(注2)：1.70%)、所有新株予約権数：9,670個(目的となる株式数：1,057,000株、所有割合：1.77%)(注3)及び対象者の取締役会長であり、対象者の第2位株主(2025年7月31日時点)である松本恭攝氏(以下「松本氏」といいます。所有株式数：7,317,550株(ただし、本譲渡制限付株式18,250株を含みます。)(所有割合：12.28%)、所有新株予約権数：4,700個(目的となる株式数：940,000株、所有割合：1.58%)(注4)(以下、公開買付者、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスを総称して「公開買付者ら」といいます。)との間で公開買付契約(以下「本公開買付契約」といいます。)を締結し、永見氏が所有する対象者株式1,011,100株(所有割合：1.70%)、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権(900個)を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株(所有割合：0.30%)の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株(所有割合：12.25%)の全て及び同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権(4,700個)を本公開買付けへの応募までに行使すること(注5)により同氏が取得する対象者株式940,000株(所有割合：1.58%)の全てについて本公開買付けに応募すること、永見氏が所有する第18回新株予約権(8,770個)(目的となる株式数：877,000株)を本書提出日以降速やかに放棄すること、本公開買付けの決済後に本スクイーズアウト手続(以下において定義します。以下同じです。)の完了のために必要な手続を実施すること、及び本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に本再出資(マネジメント)(以下において定義します。以下同じです。)をすること等を合意しております。

さらに、本公開買付けに際し、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex Opportunity Master Fund(以下「Aspex」といいます。)(所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%)との間で応募契約(以下「本応募契約(Aspex)」といいます。)を締結し、Aspexが所有する対象者株式2,664,000株(所有割合：4.47%)の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspexの関連当事者(以下「Aspex関連当事者」といいます。)が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの匿名組合出資(以下「本再出資(Aspex関連当事者)」といいます。)をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意しております。

本公開買付契約及び本応募契約(Aspex)の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本公開買付契約」及び「本応募契約(Aspex)」をご参照ください。

<中略>

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、()公開買付者祖父母会社が、遅くとも本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに、乃木坂ホールディングスから2,690,490,920円、Rパートナーズから43,980,610,250円、West Street Asia Equity Partnersから間接的に6,183,898,830円を限度とする出資(以下「本GS SPC出資」といいます。)を受け、また株式会社みずほ銀行から本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、20,000,000,000円を上限として借入れ(以下「本メザニンローン」といいます。)を行った上で、公開買付者親会社において、公開買付者祖父母会社から本GS SPC出資及び本メザニンローンにより賄う資金の出資を受けた上、公開買付者において、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、公開買付者親会社から出資を受けるとともに、()公開買付者において、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行から、本公開買付けの決済の開始日の前営業日前までに、それぞれ38,850,000,000円及び16,650,000,000円(合計55,500,000,000円)を上限として借入れ(以下「本買収ローン」といいます。)を受けることにより賄うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細は、株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

また、本書提出日現在において、GS SPCは、永見氏及び松本氏との間で、本公開買付契約において、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者祖父母会社に対し、永見氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社(以下「永見氏資産管理会社」といいます。)が公開買付者祖父母会社のA種種類株式(注8)を、松本氏が議決権の全てを直接又は間接に保有する資産管理会社(以下「松本氏資産管理会社」といいます。)が公開買付者祖父母会社のB種種類株式(注9)を取得すべく、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社の合計で議決権比率50.0%となる株式出資(以下「本再出資(マネジメント)」)といひます(注10)。)を行うことを合意しております。

< 中略 >

(注10) 本再出資(マネジメント)における公開買付者祖父母会社のA種種類株式及びB種種類株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に抵触しないよう、対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格である1,900円(ただし、本スクイーズアウト手続として本株式併合を実施する場合、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)とする予定です。本再出資(マネジメント)は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、永見氏及び松本氏が、引き続き対象者の経営に関与することを前提としながらも、対象者株式を非公開化した上で、株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した新しい経営体制の構築により機動的かつ柔軟な意思決定を可能とし、対象者の成長戦略・事業構造改革の実行及び事業の積極展開に取り組むため、永見氏及び松本氏並びにGS SPCとの間で合意されるものであり、永見氏及び松本氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、本公開買付けへの応募の対価を提供するものではなく、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

なお、対象者が2025年12月11日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年12月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨、及び、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権の買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。)は1個当たり1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定の過程の詳細については、対象者プレスリリース並びに下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

その後、公開買付者は、2025年12月12日から本公開買付けを開始いたしました。本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを考慮して、慎重に検討した結果、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募についてさらなる判断期間を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026年2月4日、公開買付期間を2026年2月19日まで延長し、合計43営業日とすること(以下「本期間延長」といいます。)を決定いたしました。なお、公開買付者としては、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、本公開買付価格(1,710円)は、対象者の

価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えているため、2026年2月4日時点で、本期間延長後も本公開買付価格を変更する予定はない旨を公表いたしました。

公開買付者としては、本公開買付条件変更（下記に定義します。以下同じです。）前の本公開買付価格（1,710円）について、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えておりました。

一方で、公開買付者は、上記の公開買付期間の延長後における対象者株式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の可能性を高めるためには、対象者の株主の皆様に対して本公開買付条件変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供する必要があると考えるに至りました。

かかる考えの下、公開買付者は、2026年2月13日、ゴールドマン・サックスの合理的な投資基準を踏まえ、本公開買付価格を1,710円から1,900円（2026年2月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値（2,050円）に対して7.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値（1,991円）に対して4.57%の各ディスカウントを行った価格、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値（1,675円）に対して13.43%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値（1,431円）に対して32.77%の各プレミアムを加えた価格）に変更することを検討していること、また、当該価格はゴールドマン・サックスの投資基準に基づき慎重に検討した結果、投資判断として許容される評価額の最大値であり、公開買付者として対象者株主の皆様にご提供できる最大限かつ最終の価格であると考えている旨を対象者に伝達いたしました。

これに対して、対象者は、2026年2月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが2025年12月12日に開始されてから42営業日経過した現在でもなお、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されておらず、また、対象者としてもそのような提案を受領してもいないことから、対象者としても、本公開買付条件変更前の本公開買付価格（1,710円）が対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、ゴールドマン・サックスの投資基準に照らして最大限の価格として引き上げられた本公開買付価格（1,900円）は、さらに対象者の株主の皆様にも有利な条件になっていることから、本公開買付価格を1,900円とする提案に応諾し、公開買付者が本公開買付条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付条件変更に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付者は、その旨の回答を対象者から受領いたしました。

これを受け、公開買付者は、2026年2月19日、本公開買付価格を1,710円から1,900円に変更すること、具体的には、（ ）本公開買付条件変更前の本公開買付価格（1,710円）は、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加えて、（ ）本公開買付条件変更により、さらに対象者の株主の皆様にも有利な条件になっていることから、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格の一切の変更を行うことはない旨を決定いたしました（以下「本公開買付条件変更」といいます。）。

また、公開買付者は、公開買付期間を2025年12月12日から2026年2月19日まで（43営業日）と定めておりましたが、本公開買付価格の変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年2月19日から起算して11営業日を経過した日に当たる2026年3月9日まで延長して合計54営業日とすることとなりました。なお、本公開買付条件変更後の本公開買付価格である1株当たり1,900円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,250円に対して52.00%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して59.93%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して65.07%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して58.73%のプレミアムを加えた価格となります。

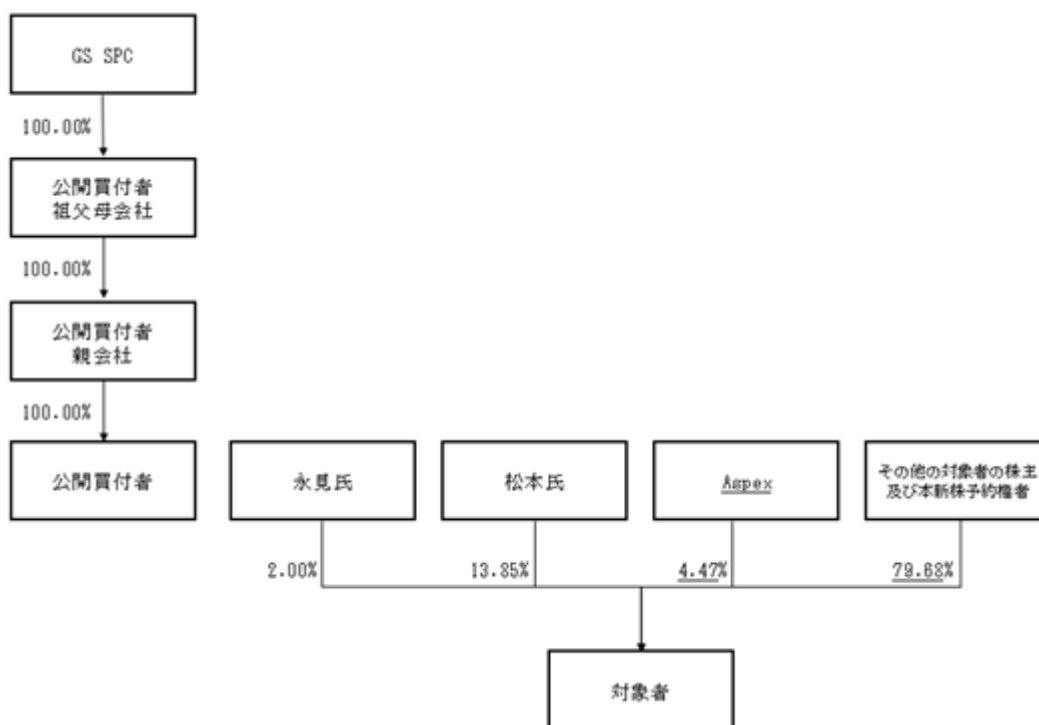
また、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、本公開買付条件変更を決定したことに伴う本書の訂正届出書の提出日現在、対象者の株主様のうち一部の機関投資家との間で、本公開買付価格変更後の本公開買付価格（1,900円）でのその所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする契約の締結に向けた協議を引き続き行っており、正式に合意した場合には改めてお知らせする予定です。

対象者が2026年2月19日付で公表した「（変更）「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更について」（以下「変更後対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日付の取締役会において、本特別委員会の意見を踏まえて、本公開買付条件変更に関して慎重に協議及び検討を行った結果、下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の理由に基づき、引き続き本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。また、対象者は、2026年2月18日付で、本特別委員会

より、変更後対象者プレスリリースの別添「当特別委員会の意見について」を受領したとのことです。変更後対象者プレスリリースの別添「当特別委員会の意見について」の内容については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。上記対象者の取締役会決議の詳細については、変更後対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

現在想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

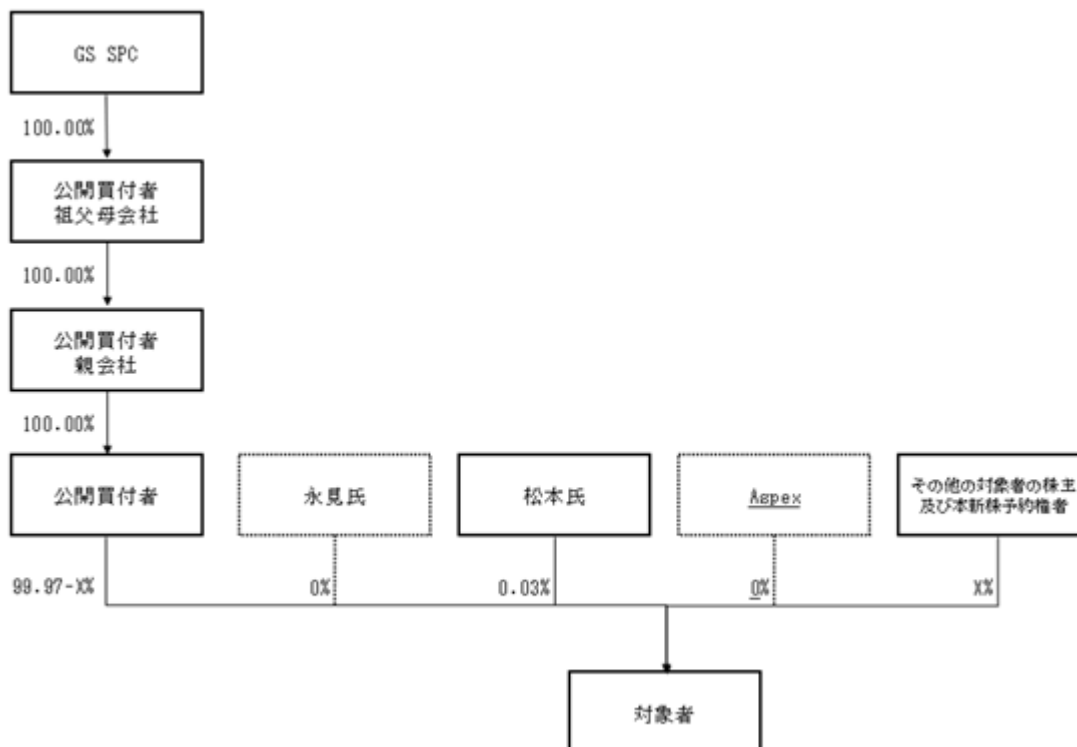
・本公開買付けの実施前(現状)



(注11) ストラクチャー図内の数値は直接的又は間接的な所有割合を記載しています。なお、「永見氏」、「松本氏」及びAspex並びに「その他の対象者の株主及び本新株予約権者」の所有割合については、本新株予約権のうち、本書提出日現在残存し、行使可能な本新株予約権の目的となる対象者株式数を加算して算出しております。以下のストラクチャー図においても同様です。

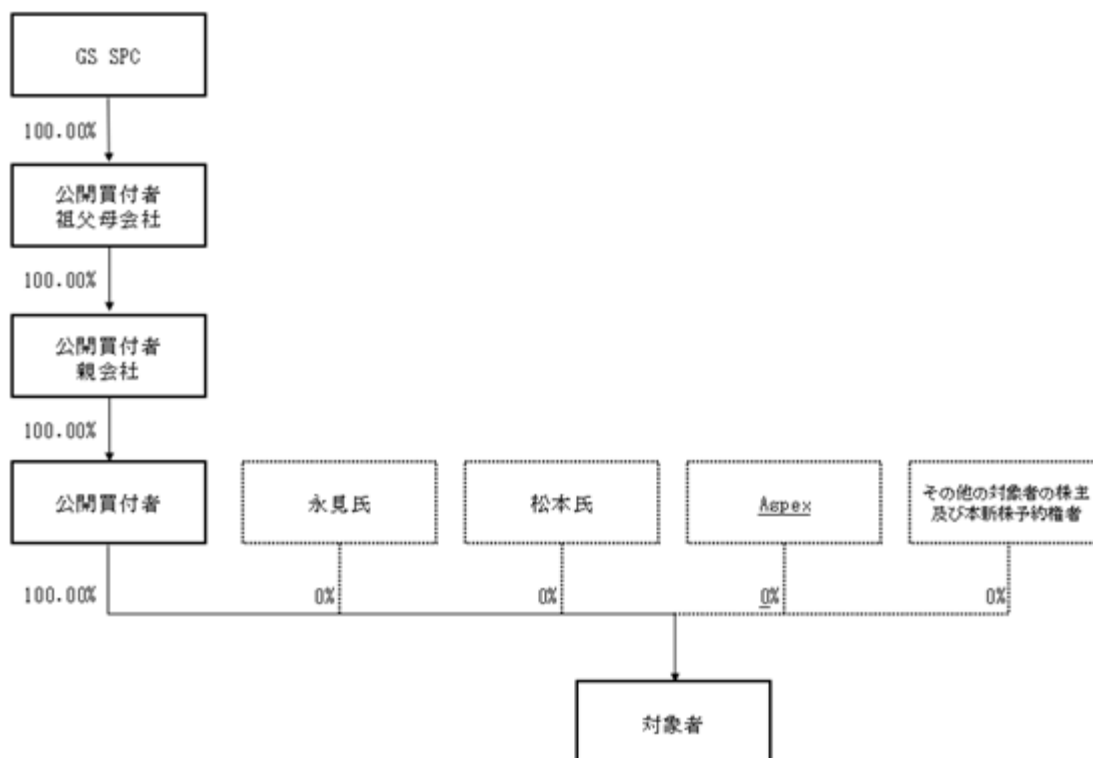
・本公開買付け成立後

公開買付者は、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を対象に本公開買付けを実施します。なお、公開買付け期間の末日後、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済の開始までの間に公開買付者祖父会社に対して本GS SPC出資を実施する想定です。



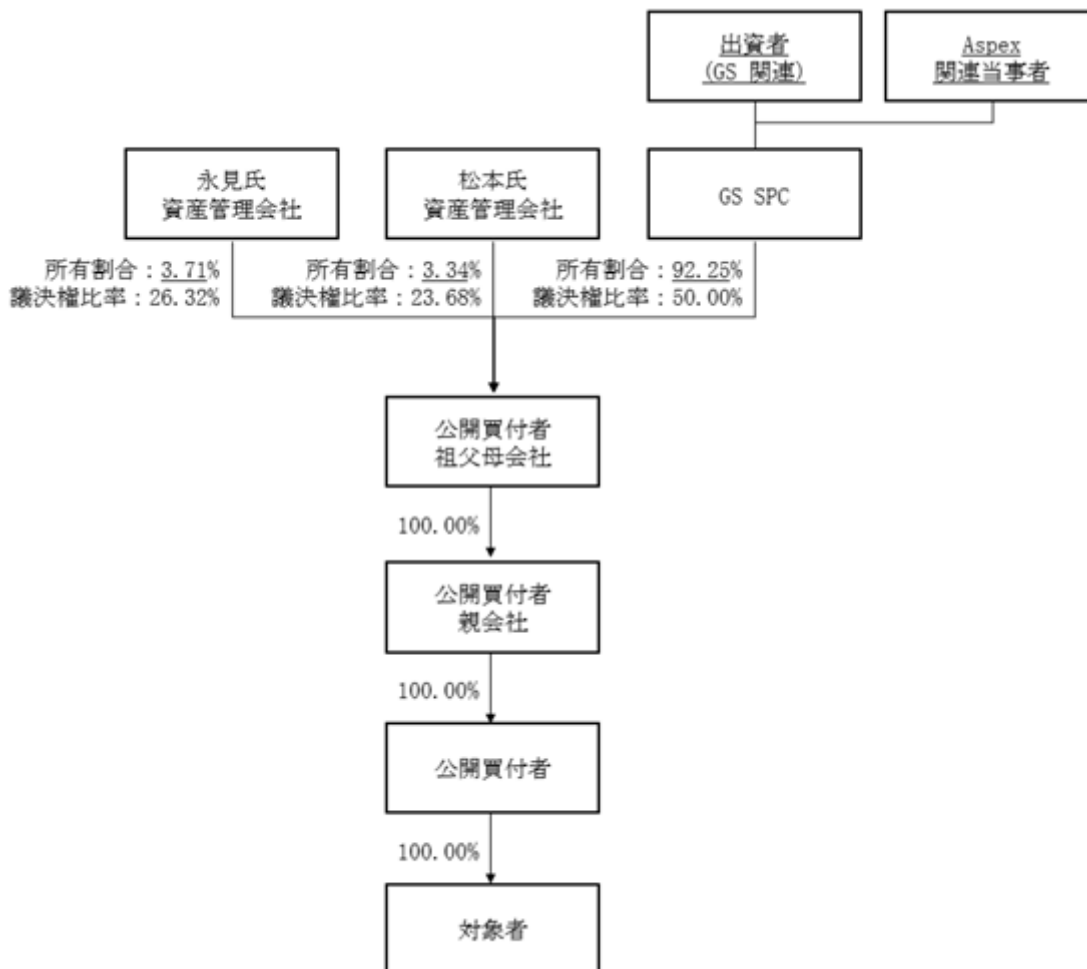
・本スクイズアウト手続後

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするため、本スクイズアウト手続を実施する予定です。



・本再出資（マネジメント）及び本再出資（Aspex関連当事者）後

有価証券報告書の提出義務免除申請の承認が得られた後、永見氏及び松本氏はそれぞれの資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資（マネジメント）を、Aspex関連当事者は本公開買付けの成立後、本再出資（Aspex関連当事者）を行う予定です。その結果、公開買付者祖父母会社に対する議決権比率は永見氏資産管理会社が26.32%、松本氏資産管理会社が23.68%、GS SPCが計50.00%となる予定です。



(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

加えて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは2025年10月中旬から同年12月上旬にかけて、本取引のストラクチャー、本取引後の出資比率、本取引後の対象者の運営並びに株式の取扱いに対する関与についての協議を行った結果、2025年12月11日付で、本公開買付契約及び本株主間契約（下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本株主間契約」において定義します。以下同じです。）を締結しております。詳細は下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年12月12日、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

加えて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは2025年10月中旬から同年12月上旬にかけて、本取引のストラクチャー、本取引後の出資比率、本取引後の対象者の運営並びに株式の取扱いに対する関与についての協議を行った結果、2025年12月11日付で、本公開買付契約及び本株主間契約（下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」の「本株主間契約」において定義します。以下同じです。）を締結しております。詳細は下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。以上の協議・交渉を経て、公開買付者は、2025年12月12日、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

その後、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex（所有株式数：2,664,000株、所有割合：4.47%）との間で本応募契約（Aspex）を締結し、Aspexが所有する対象者株式2,664,000株（所有割合：4.47%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspex関連当事者が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの本再出資（Aspex関連当事者）をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

以上より、対象者は、2025年12月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

以上より、対象者は、2025年12月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、本新株予約権については、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

上記取締役会決議の詳細は、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

その後、対象者は、公開買付者から、2026年2月13日、本公開買付価格を1,710円から公開買付者がゴールドマン・サックスの投資基準に基づき慎重に検討した結果投資判断として許容される評価額の最大値であり、公開買付者として対象者株主の皆様にご提供できる最大限かつ最終の価格である1,900円に変更することを検討している旨の伝達を受けたとのことです。

これに対して、対象者は、2026年2月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが2025年12月12日に開始されてから42営業日経過した現在でもなお、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されておらず、また、対象者としてもそのような提案を受領してもないことから、対象者としても、本公開買付条件変更前の本公開買付価格（1,710円）が対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、ゴールドマン・サックスの投資基準に照らして最大限の価格として

引き上げられた本公開買付価格（1,900円）は、さらに対象者の株主の皆様が有利な条件になっていることから、本公開買付価格を1,900円とする提案に応諾し、公開買付者が本公開買付条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付条件変更に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、その旨を公開買付者に回答したとのことです。また、対象者は、2026年2月18日付で、本特別委員会より、変更後対象者プレスリリースの別添「当特別委員会の意見について」を受領したとのことです。変更後対象者プレスリリースの別添「当特別委員会の意見について」の内容については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

上記2025年12月11日及び2026年2月18日開催の取締役会決議の詳細は、「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

(ウ) 対象者株式の非公開化に伴う意思決定の迅速化

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付け成立後、()本スクイーズアウト手続を通じて対象者の株主を公開買付者のみとすること、()本スクイーズアウト手続完了後に永見氏及び松本氏から本再出資を受けること、()公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。

< 後略 >

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付け成立後、()本スクイーズアウト手続を通じて対象者の株主を公開買付者のみとすること、()本スクイーズアウト手続完了後に永見氏及び松本氏から本再出資(マネジメント)を受けること、()公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しております。

< 後略 >

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

株式併合

（訂正前）

< 前略 >

また、公開買付者は、速やかに対象者株式の非公開化を行い、対象者の企業価値向上に向けて、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載の各経営施策を早期に実施していく観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催時期は2026年4月中旬を予定しています。なお、対象者によれば、対象者は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定とのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

また、公開買付者は、速やかに対象者株式の非公開化を行い、対象者の企業価値向上に向けて、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付け後の経営方針」に記載の各経営施策を早期に実施していく観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催時期は2026年5月上旬を予定しています。なお、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からこれらの要請を受けた場合には、これらの要請に応じる予定とのことです。また、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

(訂正前)

本公開買付け契約

<前略>

- () GS SPC、永見氏及び松本氏は、本スクイーズアウト手続の効力発生後、対象者が法第24条第1項但書及び令第4条に基づく有価証券報告書の提出免除に係る承認を取得して以降実務上可能な限り速やかに、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社による本再出資を行うために必要となる手続を行うこと

<後略>

<省略>

(訂正後)

本公開買付け契約

<前略>

- () GS SPC、永見氏及び松本氏は、本スクイーズアウト手続の効力発生後、対象者が法第24条第1項但書及び令第4条に基づく有価証券報告書の提出免除に係る承認を取得して以降実務上可能な限り速やかに、永見氏資産管理会社及び松本氏資産管理会社による本再出資(マネジメント)を行うために必要となる手続を行うこと

<後略>

<省略>

本応募契約(Aspex)

公開買付者は、2026年2月19日付で、Aspexとの間で、Aspexが所有する対象者株式2,664,000株(所有割合:4.47%)の全てについて、下記(ア)に記載の前提条件の全てが充足され又はAspexにより放棄されたことを条件として、本公開買付けに応募すること、及び下記(イ)乃至(カ)に記載の内容に合意しております。なお、公開買付者は、本公開買付けの応募に関して、本応募契約以外に、Aspexとの間で合意を行っておらず、本公開買付けに応募された対象者株式に係る本公開買付け価格の支払いを除き、公開買付者からAspexに対して供与される利益は存在しません。

(ア) 前提条件

- ・本公開買付けが適法かつ有効に開始され、かつ撤回されていないこと
- ・公開買付者の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること(注2)
- ・対象者に係る未公表の重要事実等(法第166条第2項に定める業務等に関する重要事実及び対象者の認識する限り本公開買付けの中止に関する事実(法第167条第2項に定める意味を有する。))が存在しない旨の確認が得られていること
- ・司法・行政機関等に対して、明らかに理由がない又は濫用的なものを除き、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する旨のいかなる法令等又は司法・行政機関等によるいかなる命令若しくは判断も存在していないこと

(イ) 取得等の禁止

- ・本応募契約(Aspex)の締結日から本スクイーズアウト手続完了までの間、Aspexは、本応募契約(Aspex)に基づく本公開買付けへの応募を除き、直接又は間接に、対象者株式及び本新株予約権の取得、譲渡、売却及び担保提供その他の処分をしない。

(ウ) 競合取引等に関する事項

- ・本応募契約(Aspex)の締結日から本スクイーズアウト手続完了までの間、Aspexは、本取引若しくは本応募の実行を妨げる可能性があるると合理的に認められる取引(対象者株式に対する公開買付けを開始し、又は開始予定を公表すること、及び、Aspexが所有する対象者株式の全部又は一部を、本公開買付け以外の公開買付けに応募し、又は、対象者株式の取得又は譲渡等に応じること含む。本「本応募契約(Aspex)」において、以下「競合取引」と総称します。)又は競合取引に係る契約の締結をしないこと、並びに直接又は間接を問わず、()競合取引に関して、第三者に対して、いかなる情報も提供せず、また、()競合取引に関して、提案、勧誘、協議又は交渉を行わず、また、Aspexの関連会社をして上記及びの行為を行わせない。
- ・Aspexは、本応募契約(Aspex)の締結日から本スクイーズアウト手続完了までの間に、第三者から競合取引に係る提案を受けた場合、Aspexが負担する秘密保持義務に反しない限り、その旨及び当該提案の内容を速やかに公開買付者に対して通知し、対応について誠実に協議する。

(エ) 株主総会に関する事項

- ・Aspexは、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権を行使せず、本公開買付けの決済の開始日より前の日を基準日とし、本公開買付けの決済の開始日以降に開催される対象者の株主総会において、議決権その他の株主の権利について、公開買付者の指示に従って行使する。

(オ) 対抗公開買付け

・上記(イ)乃至(エ)にかかわらず、Aspexは、本応募契約（Aspex）の締結日から本公開買付期間の末日の前営業日までの間、（ ）法第27条の2に基づき、対象者株式の全てを対象として、現金を対価とする公開買付け（本「本応募契約（Aspex）」において、以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始され、又は翌営業日に公開買付けが開始される旨の公開買付開始プレスリリースが公表され、（ ）当該対抗公開買付けにおける公開買付価格が、本公開買付価格（本公開買付期間の末日の前営業日及び当該対抗公開買付けの公開買付期間の末日の前営業日より前に本公開買付価格が変更された場合には、当該変更後の価格）を上回る場合であって、（ ）Aspexが上記(イ)乃至(エ)に違反していない場合、Aspexは、本公開買付けへの応募義務を免れ、又は本公開買付けへの応募を撤回し、当該対抗公開買付けに応募することができる。

(カ) 本再出資（Aspex関連当事者）

・本公開買付けの成立を条件として、Aspex関連当事者が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの匿名組合出資をすることを内容とする再出資契約を締結する（注3）。

(注1) 本応募契約（Aspex）において、公開買付者及びAspexは、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務（ただし、公開買付者及びAspexの相手方に対する補償金額は、5,061,600,000円が上限とされており）、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡その他の処分・承継禁止義務、契約に定めのない事項又は契約の条項に疑義が生じた場合の誠実協議義務等について合意しております。

(注2) 本応募契約（Aspex）において、Aspexは、概要、設立及び存続、本応募契約（Aspex）の履行に必要な手続の履践、強制執行可能性、許認可等の取得及び履践、法令等との抵触の不存在、反社会的勢力との取引の不存在・制裁関連法令等の遵守、贈収賄防止法令等の遵守、マネーロンダリング法制の遵守、倒産手続等の不存在、対象者株式の適法かつ有効な保有について、表明及び保証を行っております。本応募契約（Aspex）において、公開買付者は、上記乃至について表明及び保証を行っております。

(注3) 本再出資（Aspex関連当事者）における出資金額及びRパートナーズを営業者とする匿名組合における出資割合を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項。以下同じです。）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である1,900円（ただし、本スキーズ・アウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による再出資は行わない予定です。公開買付者がAspex関連当事者から本再出資（Aspex関連当事者）を受ける理由は、Aspexが中長期的に対象者株式を所有しており、ゴールドマン・サックスとしてはAspexが対象者の事業や企業価値向上策について一定の知見を有していると考えられたことから、Aspexから、Aspex関連当事者を通じてそのようなその知見の共有を受けられることを考慮したものです。このように、Aspex関連当事者による本再出資（Aspex関連当事者）は、Aspexによる本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 2025年12月12日(金曜日)から2026年2月19日(木曜日)まで(43営業日) |
| 公告日 | 2025年12月12日(金曜日) |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/) |

(訂正後)

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 2025年12月12日(金曜日)から2026年3月9日(月曜日)まで(54営業日) |
| 公告日 | 2025年12月12日(金曜日) |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/) |

(2) 【買付け等の価格】
(訂正前)

| | |
|------------------|--|
| 株券 | 1株につき金1,710円 |
| 新株予約権証券 | 第12回新株予約権 1個につき金1円 第13回新株予約権 1個につき金1円 第14回新株予約権 1個につき金1円 第16回新株予約権 1個につき金1円 第17回新株予約権 1個につき金1円 第18回新株予約権 1個につき金1円 第19回新株予約権 1個につき金1円 第20回新株予約権 1個につき金1円 第21回新株予約権 1個につき金1円 第22回新株予約権 1個につき金1円 第23回新株予約権 1個につき金1円 |
| 新株予約権付社債券 | |
| 株券等信託受益証券 () | |
| 株券等預託証券 () | |
| 算定の基礎 | <p style="text-align: center;">< 前略 ></p> <p>永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1,710円と決定しております。</p> <p>なお、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定したものであるため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である1株当たり1,710円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,250円に対して36.80%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して43.94%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して48.57%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して42.86%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格1,710円は、本書提出日の前営業日である2025年12月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値である1,226円に対して39.48%のプレミアムを加えた価格です。</p> <p style="text-align: center;">< 後略 ></p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>算定の経緯</p> | <p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p style="text-align: center;">< 前略 ></p> <p>対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年12月9日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,710円(2025年12月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,308円)に対して30.73%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値(1,172円)に対して45.90%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値(1,155円)に対して48.05%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,196円)に対して42.98%の各プレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第7回提案を書面で提出したところ、2025年12月10日、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者から第7回提案を応諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,710円、本新株予約権買付価格を1円とすることについて対象者との間で合意に至りました。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得</p> <p style="text-align: center;">< 前略 ></p> <p>() 特別委員会における検討の経緯</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年12月10日、対象者取締役会に対し、大要以下を内容とする本答申書を提出したとのことです。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>その結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は公正性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年12月11日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役(取締役合計8名のうち、永見氏及び松本氏を除く6名)の全員一致により、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。</p> <p>なお、上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役8名のうち、永見氏及び松本氏は、本取引の提案者であり、かつ、本取引終了後も継続して対象者の取締役として対象者の経営に関与することを予定していることから、利益相反の疑いを回避するため、本取引に関する上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者らとの協議及び交渉に一切参加していないとのことです。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保</p> <p>公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い43営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様は本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。</p> <p style="text-align: center;">< 後略 ></p> |
|--------------|--|

(訂正後)

| | |
|------------------|---|
| 株券 | 1株につき金1,900円 |
| 新株予約権証券 | 第12回新株予約権 1個につき金1円 第13回新株予約権 1個につき金1円 第14回新株予約権 1個につき金1円 第16回新株予約権 1個につき金1円 第17回新株予約権 1個につき金1円 第18回新株予約権 1個につき金1円 第19回新株予約権 1個につき金1円 第20回新株予約権 1個につき金1円 第21回新株予約権 1個につき金1円 第22回新株予約権 1個につき金1円 第23回新株予約権 1個につき金1円 |
| 新株予約権付社債券 | |
| 株券等信託受益証券 () | |
| 株券等預託証券 () | |
| 算定の基礎 | <p style="text-align: center;">< 前略 ></p> <p>永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、本公開買付価格を1,710円と決定しております。</p> <p>なお、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定したものであるため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付条件変更前の本公開買付価格である1株当たり1,710円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,250円に対して36.80%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して43.94%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して48.57%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して42.86%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格1,710円は、本書提出日の前営業日である2025年12月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値である1,226円に対して39.48%のプレミアムを加えた価格です。</p> <p>また、その後、上記「3. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、2026年2月19日、本公開買付価格を1,710円から1,900円に変更することを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付条件変更後の本公開買付価格である1株当たり1,900円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月10日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値1,250円に対して52.00%、直近1ヶ月間の終値単純平均値1,188円に対して59.93%、直近3ヶ月間の終値単純平均値1,151円に対して65.07%、直近6ヶ月間の終値単純平均値1,197円に対して58.73%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付条件変更後の本公開買付価格1,900円は、本訂正届出書提出日の前営業日である2026年2月18日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値である1,960円に対して3.06%のディスカウントを行った価格です。</p> <p style="text-align: center;">< 後略 ></p> |

算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

<前略>

対象者からのかかる要請を受けて、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者に対し、2025年12月9日付で、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,710円(2025年12月8日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(1,308円)に対して30.73%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値(1,172円)に対して45.90%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値(1,155円)に対して48.05%及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,196円)に対して42.98%の各プレミアムを加えた価格)、本新株予約権買付価格を1円とする旨の第7回提案を書面で提出したところ、2025年12月10日、永見氏、松本氏及びゴールドマン・サックスは、対象者から第7回提案を応諾する旨の回答を受領し、本公開買付価格を対象者株式1株当たり1,710円、本新株予約権買付価格を1円とすることについて対象者との間で合意に至りました。

また、その後、上記「3.買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者としては、本公開買付条件変更前の本公開買付価格(1,710円)について、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えておりました。

一方で、公開買付者は、2026年2月4日付の公開買付期間の延長後における対象者株式の市場取引の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを勘案した結果、本公開買付けの成立の可能性を高めるためには、対象者の株主の皆様に対して本公開買付条件変更前の本公開買付価格より高い金額での売却機会を提供する必要があると考えるに至りました。

かかる考えの下、公開買付者は、2026年2月13日、ゴールドマン・サックスの合理的な投資基準を踏まえ、本公開買付価格を1,710円から1,900円(2026年2月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(2,050円)に対して7.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値(1,991円)に対して4.57%の各ディスカウントを行った価格、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値(1,675円)に対して13.43%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値(1,431円)に対して32.77%の各プレミアムを加えた価格)に変更することを検討していること、また、当該価格はゴールドマン・サックスの投資基準に基づき慎重に検討した結果、投資判断として許容される評価額の最大値であり、公開買付者として対象者株主の皆様にご提供できる最大限かつ最終の価格であると考えている旨を対象者に伝達いたしました。

これに対して、対象者は、2026年2月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが2025年12月12日に開始されてから42営業日経過した現在でもなお、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されておらず、また、対象者としてもそのような提案を受領してもいないことから、対象者としても、本公開買付条件変更前の本公開買付価格(1,710円)が対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加え、ゴールドマン・サックスの投資基準に照らして最大限の価格として引き上げられた本公開買付価格(1,900円)は、さらに対象者の株主の皆様により有利な条件になっていることから、本公開買付価格を1,900円とする提案に応諾し、公開買付者が本公開買付条件変更を正式に決定することを条件として、本公開買付条件変更に対して賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議し、公開買付者は、その旨の回答を対象者から受領いたしました。

これを受け、公開買付者は、2026年2月19日、本公開買付価格を1,710円から1,900円に変更すること、具体的には、()本公開買付条件変更前の本公開買付価格(1,710円)は、他に本公開買付けと比較しうる対象者株式に関する買収提案は公表されていないこと、及び、対象者によれば、対象者がそのような提案を受領してもいないことから、対象者の価値を十分に反映した価格であり、かつ、対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えており、対象者の株主の皆様に対象者株式の合理的な売却の機会を提供するものであると考えていたことに加えて、()本公開買付条件変更により、さらに対象者の株主の皆様により有利な条件になっていることから、本公開買付条件変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格の一切の変更を行うことはない旨を決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

<前略>

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

<中略>

() 特別委員会における検討の経緯

<中略>

本特別委員会は、以上の経緯で本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年12月10日、取締役会に対し、添付の内容の本答申書を提出いたしました。また、本特別委員会は、委員全員一致の決議により、2026年2月18日、変更後対象者プレスリリースの別添「当特別委員会の意見について」の考え方に基づき、本公開買付条件変更後においても、本諮問事項に関する事情に変更はないと認められるため、本答申書の内容に変更はないことを承認したとのことです。なお、本特別委員会は、変更後対象者プレスリリースの別添「当特別委員会の意見について」を対象者取締役会に提出した後、公開買付者より、Aspexとの間で本応募契約（Aspex）を締結し、Aspexが所有する対象者株式2,664,000株（所有割合：4.47%）の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspex関連当事者が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、本再出資（Aspex関連当事者）をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意している旨の連絡を受けたとのことです。本特別委員会として、当該事情を踏まえても変更後対象者プレスリリースの別添「当特別委員会の意見について」の考え方及び本諮問事項に関する事情に変更はないと認められ、かつ、本公開買付けにおける買付予定数の下限である39,699,100株（所有割合：66.60%）は、Aspexが所有する対象者株式2,664,000株（所有割合：4.47%）を考慮しても、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数（本公開買付けにおける「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」に相当する数の詳細については、下記「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）を上回る買付予定数の下限の設定」をご参照ください。）を上回るものであるため、本答申書の内容に変更はないことの見解を確認したとのことです。変更後対象者プレスリリースの別添「当特別委員会の意見について」の内容は以下のとおりです。

・本特別委員会は、2026年2月18日現在行われている本公開買付けに関して、本公開買付けがMBOの一環として行われるものであることを踏まえて、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として設置された。本公開買付けは、当初、2025年12月12日から2026年2月4日までの計33営業日を公開買付期間として開始されたが、その後、2026年2月4日に同年2月19日まで（計43営業日）延長され、また、同日、2026年3月9日まで（計54営業日）をその公開買付期間とするように、二度目の延長が行われる予定である。2月4日に行われた延長は期間の延長だけであったが、二度目の延長に際しては、公開買付価格が1株当たり1,710円から1,900円に変更になる見込みである。

・本公開買付けが公表されて以降、対象者の市場株価は、主に2026年1月20日以降、1,900円を上回った金額で推移している（終値ベース）。つまり2026年2月19日付で公開買付者により変更された後の公開買付価格は、直近の市場株価を下回っていることになる。そのような状況の中で、本特別委員会が本公開買付けを含む本取引が対象者の一般株主にとって公正であるという2025年12月10日付けの本特別委員会の答申書の意見を維持し、対象者として本公開買付けに対する賛同意見及び株主の皆様に対する応募推奨を維持することを相当と考えた検討過程について、補足する。

・まず、わが国において、ある買収が望ましいか望ましくないかは、一般的に、「企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるかを基準に判断されるべき」とされている（注1）。この原則に照らし、本特別委員会は、本公開買付けを通じて、対象者の企業価値が向上するか、また、本公開買付けの条件は株主共同の利益が確保されたものか、という観点からの検討を行った。

・その上で、本特別委員会としては、答申書で述べたとおり、対象者が置かれた事業環境並びに対象者の取締役会長である松本氏及び代表取締役社長である永見氏が本公開買付け後に予定している各種の施策の内容に鑑みれば、非公開化することにより株式市場からの評価にとらわれず、かつ、株主と経営陣が一体となることで機動的かつ柔軟な意思決定が可能な強固かつ安定した新たな経営体制を構築することこそ、対象者の企業価値向上を実現する選択であると考えた松本氏及び永見氏の判断は、十分に説得的かつ合理的なものであると考えた。また、本特別委員会の委員による社外取締役としてのこれまでの関与及び本公開買付けの過程における本特別委員会によるヒアリング等の結果に鑑みても、対象者の取締役会長である松本氏及び代表取締役社長である永見氏は卓越した経営能力及び経験を有し、かつ、対象者の企業価値向上に強い意思を有していることが確認でき、この両者が引き続き対象者の経営に全責任を負う前提の下、対象者の企業価値の向上という観点において、非公開化を実現した方が上場を維持した場合よりもより高みを目指すことができると判断した。さらには、対象者及び本特別委員会がそれぞれ独立した価値算定も行った上で本公開買付けの条件を検証し、当初の公開買付価格に至ったという経緯のいずれも、形骸化・儀礼化したものではなく真摯な交渉を経たものであると判断している。そのため、本特別委員会は、答申書で述べたとおり、本公開買付けを含む本取引が当社の一般株主にとって公正であるとの結論に至ったものである。

(注1) 経済産業省「企業買収における行動指針」(2023年8月31日)7頁

・賛同意見及び応募推奨のうち、本公開買付けに対する賛同意見については、市場株価が公開買付価格を上回る状態で推移している中で、変更後の公開買付価格がなお市場価格を下回るとしても揺らぐものではない。それは、本特別委員会が本公開買付けの是非を判断するに当たって検討した各事情は何ら変更されておらず、更に、直近の、AIの急激な進化に伴う一部のテックカンパニーに対する市場評価の見直しも併せ検討すれば、本公開買付けがこれから対象者が直面するであろう難局に立ち向かって更なる企業価値の向上を遂げるための手段であるという説明に何ら不合理な点は見当たらないためである。

・他方において、応募推奨に関しては、直近の市場価格を踏まえると議論の余地がある。シンプルに考えれば、市場その他でより高い金額で売却する機会を得られるのであればより高い金額で売却するのが経済合理性があり、本公開買付けに応募するか否かの判断は各株主の判断に任せることとして、中立の意見を示すことも考えられるためである。

・しかしながら、本特別委員会では、本公開買付け公表前までの段階においても対象者の業績は堅調であったところ、本公開買付けは純然たる「売却」の局面ではなく、松本氏及び永見氏が対象者の企業価値を向上させるために行った経営判断の結果としてのMBOであり、本MBOの枠組み自体が企業価値を向上させるうえで重要な要素と考えられること、本公開買付けのように、実行資金にいわゆるLBOファイナンスが用いられる場合、LBOファイナンスの負担増は対象者の成長投資への余地を減じる可能性があるところ、公開買付者の説明によれば、1,900円という公開買付価格は、既に金融機関からコミットを受けた限度まで借入れを実行することとした上での設定であって、更なる借入増は対象者の成長計画にマイナスの影響を与えることとなり、また、エクイティの積み増しの場合には、LBOファイナンスに比してさらに高い資本コストが求められることによる成長投資の抑制等、必ずしも中長期の企業価値向上に資さないと考えられること、公開買付者として、今回の変更後の公開買付価格（1,900円）を最終的なものとし、今後、公開買付価格を一切変更しないことを決定していること、当然のことながら、対象者が起用した算定機関だけでなく本特別委員会が独自に起用した第三者算定機関の価値算定結果を踏まえても、1,900円という価格は公正なものであると考えられること、いわゆるレプロン義務（注2）が存在する米国と異なり、わが国において取締役に残る義務は「企業価値の公正な移転」すなわち公正価値を移転する義務であって、1円でも高い価格（最大価値）を追求する義務ではないこと、ある時点における市場株価は、全ての一般株主が当該価格で売却できることを意味するものではない中で、特に、株式分割も考慮すると、2022年2月以降、約4年にわたり対象者の株価（終値ベース）が一貫して1,900円を下回ってきたこと、最後に株価（終値ベース）が1,400円を超えたのは2025年1月30日、1,500円を超えたのは2023年9月12日であることも踏まえると、本公開買付けは、特に本公開買付けの開始前から株式を保有する対象者の株主にとっては一定額以上で確実に現金化（売却）できる貴重な機会であり、本公開買付けが不成立となった場合に上場を維持した上で一定のリスクがある成長投資に踏み込む選択肢が残り、その場合の市場株価の推移は全く不明であるところ、1,900円という公開買付価格での売却に納得している株主に対してその売却機会を失わせることが正しい判断とは言い難いこと、本公開買付けにおいては、当初の買付者に特権的な地位を担保する取引保護合意をすることなく、公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも相当程度長くする、いわゆる、間接的マーケットチェックが公正性担保措置として実施されているところ、実際に、本公開買付けが2025年12月12日に開始されて以降、現在までに、他に本公開買付けと比較しうる買収提案はされていないこと、そして、この度の公開買付条件の変更によっても、買付予定数の下限についての、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティの条件は維持されており、最終的には、公開買付者らと利害関係を有さない対象者の一般株主の過半数が賛同しない限りは、本公開買付け及びその後のスクイズアウトが行われないという仕組みが確保されている点で、最終的な判断は依然として市場に委ねられていることなどを、総合的に判断し、本特別委員会としては、本公開買付けに対する応募推奨を維持することには十分な合理性が認められると結論付けた。

（注2） 平易には会社の売却価格を最大限高めるべき注意義務のことで、例えば、「取締役会が会社を売却することを決定した後は、取締役会の義務は企業体としての会社を防衛することから、株主の利益のために会社の売却価格を最大化することに変化すると述べたデラウェア州最高裁判所の判例によって示された取締役の義務のこと」とされる。飯田秀総「レックス・ホールディングス損害賠償請求事件高裁判決の検討〔下〕」商事法務2023号21頁。

- ・ MBOは、構造的に利益相反を内在し得る取引であるからこそ、その是非（企業価値の向上に資するか否か）及び取引条件の公正性（企業価値の公正な移転が確保されているか否か）の双方について、最も厳格な検証が求められるものと本特別委員会は認識している。また、本特別委員会は、公開買付価格の水準が重要な検討要素であることを当然の前提としつつも、企業価値の向上という観点を十分に踏まえることなく、買付価格の多寡のみをもって取引の是非を評価することは、経済産業省の指針（いわゆる、公正M&A指針や企業買収行動指針）が示す枠組みに照らして必ずしも適切とはいえないと考えている。企業価値向上と株主が享受する対価は通常一致するものと考えられる一方、例外的に一致しない局面が生じ得ることも同指針において指摘されているところである。本取引において本特別委員会は、
将来の成長投資及び新規事業展開に伴う短期的な収益変動リスク
上場維持下では資本市場から十分な評価が得られない可能性
非公開化による機動的かつ長期的な意思決定体制の構築の必要性
といった事情を総合的に勘案し、本公開買付けを含む本取引が企業価値向上に資するものであると判断した。
- ・ その上で、提示価格が公正価値を下回るものではないかについて独立した第三者算定機関の株式価値算定結果に基づき検証を行い、公正な価値移転が確保されていることを確認している。MBOは、将来的な企業価値向上の実現を目的として、経営陣自らがリスクを負担し、必要に応じて当該リスクを共有し得る資金提供者と協働しながら、中長期的視点に立った迅速かつ機動的な意思決定を可能とする経営体制を構築するために実施される取引であると本特別委員会は理解している。
- ・ その意味において、単に既存株主の現金化の機会を最大化することを主目的として実施される取引とは、その性質が異なるものと考えている。
- ・ もっとも、MBOであることを理由に公正価値の移転が軽視されることは許されず、本特別委員会は、本取引においても企業価値向上の合理性と公正な対価水準の双方が確保されているかを厳格に検証した上で判断を行っている。
- ・ 以上を踏まえ、本特別委員会としては、本取引に関する判断はその合理性について十分な検討を尽くした上で行われたものであると考えている。

< 中略 >

対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

<中略>

その結果、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付価格は公正性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2025年12月11日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役合計8名のうち、永見氏及び松本氏を除く6名）の全員一致により、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。さらにその後、対象者は、2026年2月18日開催の対象者取締役会において、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付条件変更後も、引き続き、上記に記載の根拠及び理由並びに本特別委員会から受領した変更後対象者プレスリリースの別添「当特別委員会の意見について」を踏まえ、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、上記2025年12月11日及び2026年2月18日開催の対象者取締役会においては、対象者の取締役8名のうち、永見氏及び松本氏は、本取引の提案者であり、かつ、本取引終了後も継続して対象者の取締役として対象者の経営に関与することを予定していることから、利益相反の疑いを回避するため、本取引に関する上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、対象者の立場において、本取引に関して、公開買付者らとの協議及び交渉は一切参加していないとのことです。

<中略>

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い54営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様には本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

<後略>

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

| | |
|------------------|-----------------|
| 買付代金(円)(a) | 101,923,255,406 |
| 金銭以外の対価の種類 | |
| 金銭以外の対価の総額 | |
| 買付手数料(円)(b) | 220,000,000 |
| その他(円)(c) | 15,000,000 |
| 合計(円)(a)+(b)+(c) | 102,158,255,406 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(61,062,650株)から、公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第16回新株予約権6,665個、第17回新株予約権23,058個、第18回新株予約権8,770個、第19回新株予約権33,046個、第20回新株予約権48,553個、第21回新株予約権2,700個、第22回新株予約権71,184個及び第23回新株予約権129,090個の目的となる対象者株式の数(1,458,596株)を控除した株式数に本公開買付価格(1,710円)を乗じた金額(101,922,932,340円)に、第16回新株予約権6,665個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(6,665円)、第17回新株予約権23,058個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(23,058円)、第18回新株予約権8,770個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(8,770円)、第19回新株予約権33,046個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(33,046円)、第20回新株予約権48,553個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(48,553円)、第21回新株予約権2,700個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(2,700円)、第22回新株予約権71,184個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(71,184円)、第23回新株予約権129,090個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(129,090円)を加算した合計額を記載しております。

<後略>

(訂正後)

| | |
|------------------|-----------------|
| 買付代金(円)(a) | 113,248,025,666 |
| 金銭以外の対価の種類 | |
| 金銭以外の対価の総額 | |
| 買付手数料(円)(b) | 220,000,000 |
| その他(円)(c) | 17,000,000 |
| 合計(円)(a)+(b)+(c) | 113,485,025,666 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(61,062,650株)から、公開買付期間中に行使期間が到来しないことから行使される可能性のない第16回新株予約権6,665個、第17回新株予約権23,058個、第18回新株予約権8,770個、第19回新株予約権33,046個、第20回新株予約権48,553個、第21回新株予約権2,700個、第22回新株予約権71,184個及び第23回新株予約権129,090個の目的となる対象者株式の数(1,458,596株)を控除した株式数に本公開買付価格(1,900円)を乗じた金額(113,247,702,600円)に、第16回新株予約権6,665個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(6,665円)、第17回新株予約権23,058個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(23,058円)、第18回新株予約権8,770個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(8,770円)、第19回新株予約権33,046個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(33,046円)、第20回新株予約権48,553個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(48,553円)、第21回新株予約権2,700個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(2,700円)、第22回新株予約権71,184個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(71,184円)、第23回新株予約権129,090個に本新株予約権買付価格(1円)を乗じた金額(129,090円)を加算した合計額を記載しております。

<後略>

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|-----------------------------------|---|--|
| 1 | | | | |
| 2 | 銀行 | 株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目5番5号) | 買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1)タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 | (1)タームローンA 11,655,000 (2)タームローンB 27,195,000 |
| 2 | 銀行 | 株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号) | 買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注2) (1)タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利:全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保:対象者株式等 | (1)タームローンA 4,995,000 (2)タームローンB 11,655,000 |
| 計(b) | | | | 55,500,000 |

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、38,850,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年12月10日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、16,650,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年12月10日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(訂正後)

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|-----------------------------------|---|--|
| 1 | | | | |
| 2 | 銀行 | 株式会社みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目5番5号) | 買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注1) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 | (1) タームローンA 11,655,000 (2) タームローンB 27,195,000 |
| 2 | 銀行 | 株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号) | 買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注2) (1) タームローンA 借入期間7年(分割弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間7年(期限一括弁済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 | (1) タームローンA 4,995,000 (2) タームローンB 11,655,000 |
| 計(b) | | | | 55,500,000 |

(注1) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社みずほ銀行から、38,850,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月18日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

(注2) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から、16,650,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月18日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

【その他資金調達方法】
(訂正前)

| 内容 | 金額(千円) |
|---------------------|------------|
| 公開買付者親会社からの出資(注1、2) | 58,800,000 |
| 計(d) | 58,800,000 |

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の議決権の全てを所有している公開買付者親会社から、58,800,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年12月11日付で取得しています。公開買付者親会社は、公開買付者親会社の議決権の全てを所有している公開買付者祖父母会社から上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、公開買付者祖父母会社から58,800,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年12月11日付で取得しています。公開買付者祖父母会社は、公開買付者祖父母会社の議決権のそれぞれ11.22%、63.68%、25.10%(小数点以下第三位を四捨五入。)を所有し、ゴールドマン・サックスから出資又は融資を受けるGS SPC(乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersからそれぞれ4,354,844,000円、24,707,824,000円、9,737,332,000円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得するとともに、株式会社みずほ銀行より、2025年12月10日付で、公開買付者祖父母会社に対して20,000,000,000円を限度として融資(以下「本メザニン貸付け」といいます。)を行う用意がある旨の融資証明書を取得しており、公開買付者祖父母会社は、本GS SPC出資及び本メザニン貸付けにより、上記出資のために使用する金額を調達する予定です。さらに、乃木坂ホールディングスは、GSGIから本GS SPC出資の乃木坂ホールディングス分のために使用する金額を調達する予定であり、GSGIから4,354,844,000円を限度として貸付を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。また、Rパートナーズは、West Street AEP I Offshore (Singapore) Pte. Ltd.(以下「Rパートナーズファンド」といいます。)から本GS SPC出資のRパートナーズ分のために使用する金額を調達する予定であり、Rパートナーズファンドから24,707,824,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。RパートナーズファンドはWest Street Asia Equity Partners I Offshore LP(以下「RパートナーズLP」といいます。)から上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、RパートナーズLPから24,707,824,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。最後に、West Street Asia Equity Partnersは、West Street Asia Equity Partners I (C) Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)及びWest Street Asia Equity Partners I Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)(以下総称して「EE HoldCoファンド」といいます。)から本GS SPC出資のWest Street Asia Equity Partners分のために使用する金額を調達する予定であり、West Street Asia Equity Partners I (C) Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)から1,963,465,000円及びWest Street Asia Equity Partners I Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)から7,773,867,000円(合計9,737,332,000円)を限度として、それぞれ出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。各出資及び融資実行の内容として、本書の添付書類である出資証明書及び融資証明書に記載のとおりのもので定められています。

(注2) 公開買付者は、公開買付親会社、公開買付祖父母会社、GS SPC及びRパートナーズファンドを通じて、GSGI、RパートナーズLP及びEE HoldCoファンドから、それぞれ以下の報告を受けることにより、GSGI、RパートナーズLP及びEE HoldCoファンドの融資又は出資の確実性を確認しております。GSGIは、同社の米国証券法に基づく2024年12月期の年次報告書によると、2024年12月31日において、連結ベースで、28,566,592,960千円(182,092百万ドルを、2025年12月10日現在の株式会社三菱UFJ銀行による対顧客電信直物売買相場の仲値である1米ドル当たり156.88円の割合で計算しております。)の現金又は現金同等物を保有する投資銀行、証券、投資運用等の業務を運営する会社です。RパートナーズLPのリミテッド・パートナー(以下「RパートナーズファンドLP」といいます。)は、それぞれ一定額を上限額(以下「コミットメント金額(Rパートナーズファンド)」)としてRパートナーズLPに対し金銭出資を行うことを約束しております。RパートナーズLPがRパートナーズファンドに対する金銭出資を行うために、RパートナーズLPの投資期間内に、RパートナーズLPのジェネラル・パートナー(以下「RパートナーズファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各RパートナーズファンドLPは、それぞれのコミットメント金額(Rパートナーズファンド)の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額(Rパートナーズファンド)の範囲内で、RパートナーズLPに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。さらに、一部のRパートナーズファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のRパートナーズファンドLPは、RパートナーズファンドGPの求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について自らのコミットメント金額(Rパートナーズファンド)の割合に応じた額を追加出資する義務を負っており、RパートナーズLPは、上記のRパートナーズファンドに対する金銭出資の金額に相当する資金を拠出することができます。EE HoldCoファンドは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。EE HoldCoファンドのリミテッド・パートナー(以下総称して「EE HoldCoファンドLP」

といたします。)は、個人投資家によって構成されております。EE HoldCoファンドLPは、それぞれ一定額を上限額(以下「コミットメント金額(EE HoldCoファンド)」)といたします。)として各EE HoldCoファンドに対し金銭出資を行うことを約束しております。EE HoldCoファンドLPが各EE HoldCoファンドに対する金銭出資を行うために、各EE HoldCoファンドの投資期間内に、各EE HoldCoファンドのジェネラル・パートナー(以下総称して「EE HoldCoファンドGP」といたします。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各EE HoldCoファンドLPは、それぞれのコミットメント金額(ファンド)の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額(EE HoldCoファンド)の範囲内で、各EE HoldCoファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。さらに、一部のEE HoldCoファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、EE HoldCoファンドGPが、不足額を当該EE HoldCoファンドLPに貸し付けることが可能とされているため、各EE HoldCoファンドは、上記のWest Street Asia Equity Partnersに対する金銭出資の金額に相当する資金を拠出することができます。

(訂正後)

| 内容 | 金額(千円) |
|---------------------|------------|
| 公開買付者親会社からの出資(注1、2) | 72,855,000 |
| 計(d) | 72,855,000 |

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の議決権の全てを所有している公開買付者親会社から、72,855,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年2月19日付で取得しています。公開買付者親会社は、公開買付者親会社の議決権の全てを所有している公開買付者祖父母会社から上記の出資のために使用する金額を調達する予定であり、公開買付者祖父母会社から72,855,000,000円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年2月19日付で取得しています。公開買付者祖父母会社は、公開買付者祖父母会社の議決権のそれぞれ5.09%、83.21%、11.70%(小数点以下第三位を四捨五入。)を所有し、ゴールドマン・サックスから出資又は融資を受けるGS SPC(乃木坂ホールディングス、Rパートナーズ及びWest Street Asia Equity Partnersからそれぞれ2,690,490,920円、43,980,610,250円、6,183,898,830円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得するとともに、株式会社みずほ銀行より、2026年2月18日付で、公開買付者祖父母会社に対して20,000,000,000円を限度として融資(以下「本メザニン貸付け」といいます。)を行う用意がある旨の融資証明書を取得しており、公開買付者祖父母会社は、本GS SPC出資及び本メザニン貸付けにより、上記出資のために使用する金額を調達する予定です。さらに、乃木坂ホールディングスは、GSGIから本GS SPC出資の乃木坂ホールディングス分のために使用する金額を調達する予定であり、GSGIから2,690,490,920円を限度として貸付を行う用意がある旨の融資証明書を取得しております。また、Rパートナーズは、West Street AEP I Offshore (Singapore) Pte. Ltd. (以下「Rパートナーズファンド」といいます。)から本GS SPC出資のRパートナーズ分のために使用する金額を調達する予定であり、Rパートナーズファンドから43,980,610,250円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。RパートナーズファンドはWest Street Asia Equity Partners I Offshore LP(以下「RパートナーズLP」といいます。)から上記出資のために使用する金額を調達する予定であり、RパートナーズLPから43,980,610,250円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。最後に、West Street Asia Equity Partnersは、West Street Asia Equity Partners I (C) Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)及びWest Street Asia Equity Partners I Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)(以下総称して「EE HoldCoファンド」といいます。)から本GS SPC出資のWest Street Asia Equity Partners分のために使用する金額を調達する予定であり、West Street Asia Equity Partners I (C) Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)から1,254,451,486円及びWest Street Asia Equity Partners I Employee Offshore Fund, L.P. (Cayman)から4,966,698,344円(合計6,183,898,830円)を限度として、それぞれ出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。各出資及び融資実行の内容として、本書の添付書類である出資証明書及び融資証明書に記載のとおりのもものが定められています。

(注2) 公開買付者は、公開買付親会社、公開買付祖父母会社、GS SPC及びRパートナーズファンドを通じて、GSGI、RパートナーズLP及びEE HoldCoファンドから、それぞれ以下の報告を受けることにより、GSGI、RパートナーズLP及びEE HoldCoファンドの融資又は出資の確実性を確認しております。

GSGIは、同社の米国証券法に基づく2024年12月期の年次報告書によると、2024年12月31日において、連結ベースで、28,058,556,280千円(182,092百万ドルを、2026年2月16日現在の株式会社三菱UFJ銀行による対顧客電信直物売相場場の仲値である1米ドル当たり154.09円の割合で計算しております。)の現金又は現金同等物を保有する投資銀行、証券、投資運用等の業務を運営する会社です。

RパートナーズLPのリミテッド・パートナー(以下「RパートナーズファンドLP」といいます。)は、それぞれ一定額を上限額(以下「コミットメント金額(Rパートナーズファンド)」)としてRパートナーズLPに対し金銭出資を行うことを約束しております。RパートナーズLPがRパートナーズファンドに対する金銭出資を行うために、RパートナーズLPの投資期間内に、RパートナーズLPのジェネラル・パートナー(以下「RパートナーズファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各RパートナーズファンドLPは、それぞれのコミットメント金額(Rパートナーズファンド)の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額(Rパートナーズファンド)の範囲内で、RパートナーズLPに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。さらに、一部のRパートナーズファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のRパートナーズファンドLPは、RパートナーズファンドGPの求めに応じて、一定の範囲において、当該履行がなされなかった分について自らのコミットメント金額(Rパートナーズファンド)の割合に応じた額を追加出資する義務を負っており、RパートナーズLPは、上記のRパートナーズファンドに対する金銭出資の金額に相当する資金を拠出することができます。

EE HoldCoファンドは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。EE HoldCoファンドのリミテッド・パートナー(以下総称して「EE HoldCoファンドLP」といいます。)は、個人投資家によって構成されております。EE HoldCoファンドLPは、それぞれ一定額を

上限額（以下「コミットメント金額（EE HoldCoファンド）」といいます。）として各EE HoldCoファンドに対し金銭出資を行うことを約束しております。EE HoldCoファンドLPが各EE HoldCoファンドに対する金銭出資を行うために、各EE HoldCoファンドの投資期間内に、各EE HoldCoファンドのジェネラル・パートナー（以下総称して「EE HoldCoファンドGP」といいます。）が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各EE HoldCoファンドLPは、それぞれのコミットメント金額（ファンド）の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額（EE HoldCoファンド）の範囲内で、各EE HoldCoファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。さらに、一部のEE HoldCoファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、EE HoldCoファンドGPが、不足額を当該EE HoldCoファンドLPに貸し付けることが可能とされているため、各EE HoldCoファンドは、上記のWest Street Asia Equity Partnersに対する金銭出資の金額に相当する資金を拠出することができます。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

（訂正前）

114,300,000千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

（訂正後）

128,355,000千円（(a) + (b) + (c) + (d)）

10 【決済の方法】

（2）【決済の開始日】

（訂正前）

2026年 2月27日（金曜日）

（訂正後）

2026年 3月16日（月曜日）

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況 (特別関係者ごとの内訳) 】

(訂正前)

【特別関係者】

(2025年12月12日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 永見 世央 |
| 住所又は所在地 | 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号 (対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | ラクスル株式会社 代表取締役社長グループCEO |
| 連絡先 | 連絡者 ラクスル株式会社 上級執行役員 グループCAO 西田 真之介 連絡場所 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号 電話番号 03-6629-4893 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株主等を取得することを合意している者 |

(注) 永見氏は、本公開買付けにより対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、永見氏資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があるかと判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年12月12日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 松本 恭攝 |
| 住所又は所在地 | 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号 (対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | ラクスル株式会社 取締役会長 |
| 連絡先 | 連絡者 ラクスル株式会社 上級執行役員 グループCAO 西田 真之介 連絡場所 東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号 電話番号 03-6629-4893 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株主等を取得することを合意している者 |

(注) 松本氏は、本公開買付けにより対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、松本氏資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があるかと判断し、特別関係者として記載しております。

(訂正後)

【特別関係者】

(2025年12月12日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 永見 世央 |
| 住所又は所在地 | 東京都港区麻布台一丁目3番1号(対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | ラクスル株式会社 代表取締役社長グループCEO |
| 連絡先 | 連絡者 ラクスル株式会社 上級執行役員 グループCAO 西田 真之介 連絡場所 東京都港区麻布台一丁目3番1号 電話番号 03-6629-4893 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株主等を取得することを合意している者 |

(注) 永見氏は、本公開買付けにより対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、永見氏資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資(マネジメント)を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があるとして判断し、特別関係者として記載しております。

<後略>

(2025年12月12日現在)

| | |
|-----------|---|
| 氏名又は名称 | 松本 恭攝 |
| 住所又は所在地 | 東京都港区麻布台一丁目3番1号(対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | ラクスル株式会社 取締役会長 |
| 連絡先 | 連絡者 ラクスル株式会社 上級執行役員 グループCAO 西田 真之介 連絡場所 東京都港区麻布台一丁目3番1号 電話番号 03-6629-4893 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者との間で共同して対象者の株主等を取得することを合意している者 |

(注) 松本氏は、本公開買付けにより対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、松本氏資産管理会社を通じて公開買付者祖父母会社に対して本再出資(マネジメント)を行うことを予定しているため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があるとして判断し、特別関係者として記載しております。

<後略>

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、永見氏及び松本氏との間で公開買付契約を締結し、永見氏が所有する対象者株式1,011,100株(所有割合:1.70%)、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権(900個)を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株(所有割合:0.30%)の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株(所有割合:12.25%)の全て並びに同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権(4,700個)を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式940,000株(所有割合:1.58%)の全てについて本公開買付けに応募すること、永見氏が所有する第18回新株予約権(8,770個)(目的となる株式数:877,000株)を本書提出日以降速やかに放棄すること、本公開買付けの決済後に本スクイーズアウト手続の完了のために必要な手続を実施すること、及び本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に本再出資をすること等を合意しております。

また、GS SPC、永見氏及び松本氏は、2025年12月11日付で、対象者の運営並びに株式の取扱いに関する本株主間契約を締結しております。

(訂正後)

本公開買付けに際し、GS SPCは、2025年12月11日付で、永見氏及び松本氏との間で公開買付契約を締結し、永見氏が所有する対象者株式1,011,100株(所有割合:1.70%)、同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権(900個)を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式180,000株(所有割合:0.30%)の全て、並びに松本氏が所有する本譲渡制限付株式を除く対象者株式7,299,300株(所有割合:12.25%)の全て並びに同氏が所有する第12回新株予約権及び第14回新株予約権(4,700個)を本公開買付けへの応募までに行使することにより同氏が取得する対象者株式940,000株(所有割合:1.58%)の全てについて本公開買付けに応募すること、永見氏が所有する第18回新株予約権(8,770個)(目的となる株式数:877,000株)を本書提出日以降速やかに放棄すること、本公開買付けの決済後に本スクイーズアウト手続の完了のために必要な手続を実施すること、及び本スクイーズアウト手続完了後、永見氏及び松本氏がそれぞれその資産管理会社をして、公開買付者祖父母会社に本再出資(マネジメント)をすること等を合意しております。

また、GS SPC、永見氏及び松本氏は、2025年12月11日付で、対象者の運営並びに株式の取扱いに関する本株主間契約を締結しております。

さらに、本公開買付けに際し、公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高める観点で、2026年2月19日付で、Aspex(所有株式数:2,664,000株、所有割合:4.47%)との間で本応募契約(Aspex)を締結し、Aspexが所有する対象者株式2,664,000株(所有割合:4.47%)の全てを本公開買付けに応募すること、及び本公開買付けの成立を条件として、Aspex関連当事者が、本公開買付けの成立後、別途公開買付者と合意した期日において、Rパートナーズへの本再出資(Aspex関連当事者)をすることを内容とする再出資契約を締結する旨を合意しております。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年12月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年12月11日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨すること、また、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、変更後対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年2月18日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

対象者の上記2025年12月11日付及び2026年2月18日付の各意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース、変更後対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

(1) 買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付け条件等の変更を行ったため、2026年2月19日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年12月12日付「公開買付開始公告」（2026年2月4日付の「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。）の変更として本訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 融資証明書

公開買付者は、本公開買付条件変更に伴い、公開買付者が株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行から取得した融資証明書に変更がありましたので、当該融資証明書を差し替えるものといたします。

(3) 出資証明書

出資証明の内容を一部変更した出資証明書を2026年2月19日付で再度取得いたしましたので、添付の出資証明書と差し替えるものといたします。